

第3号様式

令和8年度第1回船橋市自立支援協議会会議録

(令和8年7月7日作成)

1 開催日時

令和8年5月7日(木) 14:00

2 開催場所

船橋市役所本庁舎 9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

清水博和委員、米村基子委員、小松直勝委員、山田晴子委員、原亮司委員、池田則子委員、奥山裕美委員、瀧山浩史委員、鈴木章浩委員、千日清委員、小松尚也委員、塚越明委員、上田恵美子委員、篠原みちよ委員、小高亮太委員、本山友行委員、白鳥敦子委員、和田亜希子委員、犬石志保子委員、稲見節男委員、佐藤裕美委員、森哲也委員、三浦みどり委員

(2) 事務局

福祉サービス部長、地域子育て部長、障害福祉課長、障害福祉課長補佐 2名、障害福祉課係長 5名、障害福祉課職員 5名、療育支援課長、療育支援課長補佐、療育支援課係長 2名、療育支援課担当者 1名、保健総務課長、保健総務課長補佐、保健総務課係長、保健総務課職員 1名〈見学者〉
令和7年度千葉県相談支援従事者現任研修受講者

(3) その他

なし

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別

議題

議題

- ① 令和7年度 ふらっと船橋の運営についての報告
- ② 令和7年度 船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告
- ③ 令和7年度 船橋市障害者虐待防止センターの実績報告
- ④ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告
- ⑤ グループホーム支援ワーカーについて

- ⑥ 専門部会の開催状況について
- ⑦ 第8期船橋市障害福祉計画及び第4期船橋市障害児福祉計画の策定について
- ⑧ その他

公開・非公開の別

全て公開

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

0名

7 決定事項

- ・ 各議題にある報告の承認

8 議事

別添議事録を参照のこと

9 資料・特記事項

- ・ 資料1 令和7年度船橋市障害者（児）総合相談支援事業委託ふらっと船橋運営評価報告書
- ・ 資料2 令和7年度船橋市障害者成年後見支援センター集計表
- ・ 資料3-1 令和7年度船橋市障害者虐待対応状況集計表（全体分）
- ・ 資料3-2 障害者虐待対応状況集計表
- ・ 資料3-3 令和7年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
- ・ 資料3-4 令和7年度 船橋市障害者虐待防止センター実績報告
- ・ 資料4-1 地域生活支援拠点システム運営状況報告(令和8年3月末時点)
- ・ 資料4-2 令和7年度あんしんねっと船橋緊急対応まとめ（令和8年3月末時点）
- ・ 資料4-3 令和7年度運営評価シート
- ・ 資料5 専門部会の開催状況（令和7年度）
- ・ 資料6 第8期船橋市障害福祉計画及び第4期船橋市障害児福祉計画の策定について
- ・ 資料7 若年性認知症について
- ・

10 問い合わせ先

障害福祉課計画係（047-436-2307）

令和8年度第1回船橋市自立支援協議会 議事録

■開会

○事務局・飯村 定刻となりましたので、ただいまから『令和8年度第1回船橋市自立支援協議会』を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

まずは、配布資料について確認をいたします。資料については事前にご連絡しておりますが、お持ちでない方がいましたらお配りしますので、挙手をお願いします。

それでは、資料について確認します。次第。席次表。委員名簿。資料1「令和7年度船橋市障害者（児）総合相談支援事業委託ふらっと船橋 運営評価報告書」。資料2「令和7年度船橋市障害者成年後見支援センター集計表」。資料3-1「令和7年度船橋市障害者虐待対応状況集計表（全体分）」。資料3-2「障害者虐待対応状況集計表」。資料3-3「令和7年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧」。資料3-4「令和7年度船橋市障害者虐待防止センター実績報告」。資料4-1「地域生活支援拠点システム運営状況報告（令和8年3月末時点）」。資料4-2「令和7年度あんしんネット船橋緊急対応まとめ（令和8年3月末時点）」。資料4-3「令和7年度運営評価シート」。資料5「専門部会の開催状況（令和7年度）」。資料6「第8期船橋市障害福祉計画及び第4期船橋市障害児福祉計画の策定について」。資料7「若年性認知症について」。以上となります。不足がある方がありましたら、挙手にてお知らせください。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員でございますが、23名中23名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第7条第2項の規定により過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に傍聴でございますが、船橋市自立支援協議会の会議の公開の取り扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっております。なお、本日は傍聴希望者がおりません。

それでは、ご発言に係る留意事項をお知らせします。ご発言の際には、挙手をお願いいたします。発言の際は、マイクのトークボタンを押してスイッチを入れていただき、終わりましたらボタンを押して、スイッチをお切りください。また、ご発言に当たりお名前を最初にお話いただくことに加え、手話通訳者がおりますので、円滑な情報保障に向け、少しだけゆっくり・はっきりとお話いただけますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

議事事項に入る前に、委員及び事務局職員の変更がございましたので、お知らせ

させていただきます。これより新たにご参加いただく委員の方々について、順番にご紹介いたします。お名前を呼ばれた方はお起立いただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

医療法人社団健仁会ひまわり苑・瀧山浩史様。

○瀧山委員 ひまわり苑の瀧山と申します。よろしく願いいたします。

○事務局・飯村 船橋市教育委員会総合教育センター・上田恵美子様。

○上田委員 はい。総合教育センター教育支援室の上田と申します。どうぞよろしく願います。

○事務局・飯村 船橋公共職業安定所・本山友行様。

○本山委員 はい。ハローワーク船橋で、専門援助部門の統括官をやっております本山と申します。よろしく願いいたします。

○事務局・飯村 船橋市立船橋特別支援学校・小高亮太様

○小高委員 はい。船橋市立船橋特別支援学校・教師支援コーディネーターの小高と申します。よろしく願います。

○事務局・飯村 新たな委員のご紹介は、以上となります。

次に、事務局職員の変更について紹介いたします。

障害福祉課長・津田直哉でございます。

○事務局・津田 津田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・飯村 療育支援課長・服部綾子でございます。

○事務局・服部 服部です。よろしく願いいたします。

○事務局・飯村 事務局職員の紹介は、以上となります。

これより、議事進行を会長にお願いしたいと思います。小松会長、よろしく願いいたします。

○小松会長 はい、よろしく願います。皆さんこんばんは…こんにちはです

ね。令和8年度、初めての協議会になります。私も、入ってから10年以上経ちまして、事務局の方、委員の方、何人かの方が交代して…。でも、また新たに再会する方もいらっしゃるって、なかなか感慨深いですけども…。きょう、10年過ぎて初めて自分の意見を言わせていただく機会を事務局にお願いしてありますので…。進行は早めに終わりたいと思いますので、皆様どうぞご協力、よろしくをお願いします。それでは、議事進行に入りたいと思います。

■議事① 令和7年度 ふらっと船橋の運営についての報告

議事の①「令和7年度ふらっと船橋の運営についての報告」でございます。ふらっと船橋・清水所長から、ご報告をお願いいたします。

○清水委員 はい、お世話になります。ふらっと船橋の清水といいます。今日はお時間をいただき、ありがとうございます。お時間の都合もありますので手短な報告になってしまいますけれども、事前に資料を郵送されているということで、お読みいただいているかなと思っております。資料につきましては、事務局が用意していただいた「資料1-1」で、「別紙1-1～1-4」までが資料となりますので、ご確認いただければと思います。

詳細につきましては、この「資料1-1」からご説明するんですけども、2点ほど抜粋してお話をさせていただいて、総評という形で報告をさせていただきます。

それでは開いていただきまして——2ページ。実施状況A) 相談窓口・基幹センターの運営体制についてというところの①ですね。「職員は専門的資格を有する者を雇用し、適正に配置するよう努めているか」。こちら、令和6年度は不要だったのでんですけども、7年度につきましてはミニの事業所を一旦閉鎖していますので、その分の職員が欠員しております。1年かけて募集はかけてはいるんですけども、なかなかこの業界含めて人材不足というところで、実質半分の補充でとどまってしまいました。そういうこともありまして、ここは「改善の必要がある」というふうに変えております。

毎月毎月、応募は来ます。来るんですけども、無資格であったり、経験がなかったり…。あとすいません、年齢のことを言うとあれですけども、70代の方も応募に来られるので、なかなかちょっと現場での採用は難しいかなというところで、なかなか採用に至らないというところが現状です。引き続き雇用に向けては取り組んでいきたいと思っております。

2点目。3ページ、C) の④番。「他分野（医療・介護等高齢分野）の相談支援機関との連携強化に取り組んだか」。正式に令和7年度は、ここにも書いてありますように、船橋在宅医療ひまわりネットワークの構成員として加えていた

だくことになって、1年間活動しております。私が所属させていただいているところは「船橋の障害福祉を明るくする班」という班があるんですけども、この班には障害関係の方が1人もいらっしゃらないというところで…。ブーム的に、すごく去年は障害分野の説明を何度もさせていただいたり、地区勉強会とかも開催しております。

継続的に2カ月に1度、夜、ZOOMでの打ち合わせとかもさせていただいて、薬剤師会の方だったり、いろいろな方と、また新たなつながりができているんですけども、まだまだ世帯支援という視点でいったときに、連携とまではいきにくいかなと…。「障害は障害、高齢は高齢」みたいなところとか、あとリハビリについては、基本的には障害を持った方がそこでリハビリするという概念ではないので…。そういったところの共有を、少しずつ皆さんと図れるようになればいいかなというところで、「継続していく」ということでここに記載させていただいております。

あと、4ページの「総評」の部分になります。書かれていることなのですが、少し読ませていただきます。相談支援の取り組みとして、「総合相談の専門性やネットワーク」の充実に向けて、市内4カ所の事業所間において毎月2回、運営と事例のケースの定例会を、オンラインで市を交えて開催しております。

それぞれ5ブロックありますので、それぞれのエリアの特性だとか、突発的に出てくる問題だとか、あと外国人の問題だとか、もろもろエリアによって少し状況が違ってくることもあります。あと、社会資源のあるなしというのも、エリアによって異なっています。そういったところの確認をしながら、相互に連携を図れるように、市と協力しながら話をしています。

ケース定例会については、やはり懇談ケースについて、どういった関わり、どういった形でその方のチームを作っていくかとか。そういったところも含めて市と話をしながら、皆さんと共有しています。

令和7年度も県から——計画相談の初任者、それから5年経つと現任者、それぞれの研修会を各基幹相談支援センターが担ってくださいという形で、一部船橋の社会資源を初任の方にはお示ししたり、現任の中ではケースのスーパービジョンを行ったりというふうなことを続けています。あと、今年も依頼を受けているんですけども、さらにその上の主任相談支援専門員の研修。これの講師も1コマ、「地域援助技術について」というところで担っております。

それ以外では、もうかれこれ17~18年経ちますけれども、千葉県中核地域生活支援センターという県の事業。「24時間365日、その圏域に住んでいらっしゃる方の相談はお受けします」という相談支援機関がございます。そこに加盟して、もうかれこれ10何年経ちますけれども、一応準会員という形で、毎月県のほうで会議に参加しています。一応研修委員の役を担っているのですが、全体的に県内の

研修の企画とか、そういったことも基幹として関わっています。

あとですね、3年前に千葉県基幹相談支援センター連絡会というものが立ち上がりました。当時は、まだ54市町村中42～43の基幹しかなかったのですが、昨年末、すべて54市町村に基幹センターが設置されました。多分、国内で3番目の県だと思います。なので、基幹としてのネットワークは、千葉県はすべて連絡が取れる状態になっています。中でも東葛——野田から習志野、八千代、この辺を含めて12～13センターぐらいありますけれども——その中で年数回、会合したり研修会をしたり、基幹としての連絡・連携も図っています。

あとですね、最後のほうになりますけれども、昨年義務化になりましたグループホームの地域連携推進会議。こちらにも——それほど多くはありません、多分、今は80近いグループホームの事業者がいらっしゃいますけれども——1割強ぐらいのグループホームからはお声がけいただいて、その会議に参加させていただいて、本人の希望であったり、暮らし方であったり、そういったところをお聞きしながら、連携を深めていくというふうな取り組みをさせていただきました。

最後に…。いつもは相談実績の表があるのですが、今年はずいません、私…こちらの不手際かもしれないのですが、ついていません。令和6年度の相談件数につきましては、10万3,000件でした。ただ、先ほど言ったように1カ所、事務所が閉鎖しているので、職員も半分減っております。それで7万件の相談件数にとどまっております。その分、新規は、令和6年度の人がいたときよりも6%上昇しているといった事実がデータ上で出ています。

はい。簡単ですが、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問などございましたら、挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。昨年度から、ひまわりネットワークに参加されているということで。あちらは、私も役員として7～8年参加していますけれども…。

ああ、どうぞ。どうぞ、どうぞ。

○三浦委員 三浦です。聴覚障害者協会の三浦です。清水さん、いつもありがとうございます。

資料1の4ページのことです…。資料4ページの中で、聴覚・視覚障害の方に関する欄があるのですが、対応方法に「筆談」とあります。「筆談と書面の説明」だけと書いてあります。こちらは変更していただくことはできないのでしょうか。筆談…やはり対面で相談を受けられるように、そのように対応してほしい

と思っています。聞こえない人のコミュニケーション方法は、筆談だけではありませんので、ほかにいろんな対応方法があるということを頭に入れて、お含みおきいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○清水委員 ありがとうございます。はい。

原則、来所・訪問——ご訪問者のご希望に合わせて、基本そこはやりますので、お会いして当然筆談とか…。すいません、私どもは手話ができないので、そこは「お会いする」ということを大前提に考えております。

○三浦委員 例えば、その際に手話通訳をつけていただくとか、そういったことも考えていただきたいと思います。筆談だけでは十分に伝わらないと思うんです。ですので、そのあたりをお願いいたします。

○小松会長 手話通訳の方も一緒に来所されるということですね。

○三浦委員 その対応ができれば——。例えば、清水さんのほうから福祉サービス公社のほうに手話通訳を依頼するとか、本人以外が依頼できないかもしれませんが、ご対応いただきたいと思います。例えば、清水さんのほうから福祉サービス公社のほうに連絡をいただくとか、そういった方法もありますので、考えていただきたいと思います。

○清水委員 はい。お聞きしたうえで、必要であれば、当然それはやっておりますので、お申し付けいただければこちらで手配をしますし、「手話通訳の方はどうされますか」というご確認は、いつもさせていただくんです。こちらで、「わかりました。ご連絡をとらせていただきます」ということはやっておりますので、必要な方はお申し出いただければと思います。

○三浦委員 以前、私の家に FAX が届いたことがあります。本人からの FAX だったんです。私もその場に…ふらっと船橋に相談…高根木戸にある…高根台の「ふらっと」さんでしょうか、そちらに相談に行く…そちらの場に一緒に相談に行く予定だったんです。でも実際、本人が来なかったんですね。何か問題があったのかどうかは、ちょっと確認したかったなと思って…。そのまま終わってしまったんです。そのことがずっと引っかかっておりまして…。

○清水委員 ご迷惑かけてすいません。昨年3月に閉めた事務所だと思いますけれども…。すいません、そういった報告を受けてなくて申し訳ありません。何

か理由があったのかは確認しないとわからないんですけども、ご迷惑おかけしました。

○三浦委員 ありがとうございます。

○小松会長 はい、よろしいでしょうか。ほかによろしいですか。はい。それでは、ないようでしたら次に進めたいと思います。

■議事② 令和7年度 船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告

議事の②「令和7年度 船橋市障害者成年後見支援センターの実績報告」でございます。船橋市障害者成年後見支援センター・和田事務局長、よろしくお願いいたします。

○和田委員 では、令和7年度 船橋市障害者成年後見支援センターについて、実績報告をいたします。私は、船橋市障害者成年後見支援センターの和田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、配布の資料2をご覧ください。月別のところは、ご覧のとおりになっていきますので、年の合計を読み上げさせていただきます。

「相談件数」としましては、知的が4,945件、精神が3,654件、その他が165件、合計8,764件。相談の形態といたしましては、電話が5,835件、来所が615件、訪問が2,314件、合計が8,764件。「相談内容」にいたしましては、こちらは重複ありです。申し立て相談が165件、受任相談が151件、その他が8,673件となっています。合計が8,989件。「相談経路」としましては、こちらは新規のみということで、1回目に、どうしてこちらのセンターのほうに相談する方法を知ったかというところです。こちらは、病院や市役所関係の関係機関が20件、紹介が8件、その他はホームページなどになります。合計が33件となっております。

次に、2ページ目の平成28年度から令和7年度までの集計表をご覧ください。こちらを見ますと、年度別の推移がわかります。特徴としましては、近年、精神の方の相談が多くなっています。「相談形態」としましては、顕著な変化は見られないんですけども、やはり相談に来所する方が難しいというところには、訪問して実際にお会いして相談させていただいています。「相談内容」としましては、申し立て・受任は受任前の相談になります。その他のところは、受任したあとの相談になります。受任したあとの相談が8,673件となっています。「相談経路」は、先ほど述べたとおりです。

最近、困難ケースが増えてきておりまして、正職員がいないと対応できないケ

ースも多々あります。電話が頻回だったり、1人の人がいろんな問題を抱えていたりすることが増えてきています。そのため、事務局強化をするために、この4月から正職員を1人増員しました。本年度は、これで対応していきたいと考えています。

ありがとうございました。以上です。

○小松会長 はい。ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問がある方——。山田委員、お願いします。

○山田委員 ちばMDエコネットの山田です。どうも、ご報告ありがとうございました。

先ほど清水さんからいただいた、ふらっと船橋も同じなんですけれども、とにかく相談を受けるところというのは、まずワンストップで受けて、そしてそこにどのような課題があっても、まずは丁寧に話を聞いて寄り添っていくという活動をしていращやると思うんです。そのことのエネルギーというのは大変なもので、特にこの成年後見支援センターは、「人数が少ない中で、小さな事務所でやっっていращやる」って、この間うかがって、目の当たりにしましたので、今、職員が1人増えたということで大変良かったと思うんですけれども…。ぜひ、その辺の設備や人員を事務局も充実していただいて、取り組んでいただきたいと思ひます。

あと、その成年後見制度は、何か法律的にちょっと変わっていく…。まだ、どの辺に決まったのか、私もよくわからないんですけれども、新聞報道くらいしか見ないんですけれども、またそれが変化するというのであれば、またそれへの対応ということで、お忙しくなるのではないかなというふうに思ひております。そんなところを心配しながら応援しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○小松会長 はい。ご意見ということで、ありがとうございました。

ほかに、ご質問・ご意見ございますでしょうか。はい。ないようでしたら、次に進みたいと思ひます。

■議事③ 令和7年度 船橋市障害者虐待防止センターの実績報告

議事の③「令和7年度 船橋市障害者虐待防止センターの実績報告」でございます。まず事務局より、令和7年度の全体の状況について説明をお願いいたします。

○事務局・佐藤 障害福祉課・相談支援係長の佐藤と申します。

障害者虐待防止法により、市では養護者虐待及び施設虐待にかかる対応を行うこととされております。また、使用者虐待については県が対応することとされており、市に通報があった場合には、受理したうえで県へ通知を行っております。本市においては、養護者虐待及び使用者虐待については、船橋市障害者虐待防止センター・は一ふと障害福祉課が、施設虐待については障害福祉課が対応するように、役割分担がなされております。私からは、養護者虐待・施設虐待・使用者虐待をまとめて報告させていただき、のちほど船橋市障害者虐待防止センター・は一ふから、施設虐待以外を報告させていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。こちらは令和7年度の障害者虐待防止対応の状況を集計したものです。集計時点は、令和8年3月末現在です。

まず、上の表の左下にあります合計の件数をご覧ください。合計の受理件数は35件。このうち障害者虐待防止センターで受理した案件は7件。障害福祉課経由でセンターが受理した案件は4件でございます。障害福祉課で受理した案件は24件でございます。

「通報者の内訳」としましては、本人からは5件、事業所からは15件、その他として15件となっております。「障害種別」は、重複もございますが、身体10人、知的13人、精神13人、その他2人となっております。「虐待類型」についてですが、養護者からの虐待案件が13件、施設職員からの虐待案件は19件、使用者からは3件、その他は0件となっております。「虐待区分」は、重複がございますが、身体的虐待・14件、性的虐待3件、心理的虐待15件、放棄放任6件、経済的虐待6件でした。35件中、緊急性がある案件は1件ございました。資料3-1についての説明は、以上です。

続きまして、資料3-2について説明いたします。こちらについては、直近3カ年度における、障害者虐待にかかる受理及び対応状況において整理した表になります。集計時点は、令和8年3月末現在です。

表の左1列の、「虐待類型小計」をご覧ください。この数値が障害者虐待の受理件数となります。令和7年度の受理件数は、養護者虐待13件、施設虐待19件、使用者虐待3件、合計35件となりました。続いて、表の右4列の「終結判断」の部分をご覧ください。令和5年度受理案件の対応状況ですが、「養護者虐待」の受理件数13件の全ての対応が終結しており、その内訳は「虐待有り」として終結が9件、「虐待無し」として終結が2件、「判断しない」として終結が2件となっております。また、「施設虐待」につきましては、受理件数28件の全ての対応が終結しており、その内訳は「虐待有り」として終結が10件、「虐待無し」として終結が8件、「判断しない」として終結が10件となっております。「使用者虐待」についても受理件数4件全ての対応が終結しており、いずれも「判断しない」として終結となっております。

令和6年度受理案件の対応状況ですが、「養護者虐待」の受理件数10件のうち、9件については対応を終結しており、いずれも「虐待有り」として終結となっております。残りの1件については対応中でございます。また、「施設虐待」につきましては、受理件数22件の全ての対応が終結しており、その内訳は「虐待有り」として終結12件、「虐待無し」として終結5件、「判断しない」として終結5件となっております。「使用者虐待」については受理件数6件のうち、5件については対応を終結しており、いずれも「判断しない」として終結となっております。残りの1件については対応中でございます。

令和7年度受理案件の対応状況ですが、「養護者虐待」の受理件数13件のうち、3件については対応を終結しており、その内訳は「虐待有り」として終結2件、「虐待無し」として終結1件となっております。残りの10件については対応中でございます。また、「施設虐待」につきましては、受理件数19件のうち、18件については対応を終結しており、その内訳は「虐待有り」として終結14件、「虐待無し」として終結1件、「判断しない」として終結3件となっております。残りの1件については対応中でございます。「使用者虐待」については、受理件数3件のうち、1件については対応を終結しており、「判断しない」として終結となっております。残りの2件については対応中でございます。対応継続案件については、引き続き対応してまいります。資料3-2の説明は、以上となります。

続いて資料3-3を説明いたします。令和7年度の虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は、令和8年3月末現在です。

前回の自立支援協議会では、第2回までご報告をさせていただきました。以降開催されました第3回目の会議は11月12日に行われており、協議件数は養護者虐待が3件、施設虐待が9件でした。第4回目の会議は2月18日に行われており、協議件数は養護者虐待が3件、施設虐待が4件、使用者虐待が1件でした。年4回の会議結果を踏まえて、事務局より協議状況のみご報告します。なお、個人情報保護の観点から、個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。

それでは、表の合計のところをご覧ください。「養護者虐待」につきましては、協議案件累計12件のうち、「虐待の疑い有り」として終結が11件、「虐待の疑い無し」として終結が1件。「施設虐待」につきましては、協議案件累計30件のうち「虐待疑い有り」として終結21件、「虐待の疑い無し」として終結が1件。「虐待の判断に至らず終結」が6件。「虐待の判断に至らず継続」が2件。「使用者虐待」につきましては、報告案件累計6件のうち「虐待の判断に至らず県に報告して終結」6件となりました。資料3-3の説明は、以上となります。ここまでで、障害者虐待にかかる全体の報告となります。

続きまして、船橋市障害者虐待防止センター・は一ぷから、令和7年度の虐待

以外の通報受理等の状況について、報告をさせていただきます。

○荻原委員 船橋市障害者虐待防止センター・は一ふ、荻原でございます。

早速ですが、私からお手元の資料3の4、令和7年度実績報告の説明をさせていただきます。

まずは、「1. 通報等の窓口」についてです。令和7年度の養護者による虐待及び使用者による虐待の通報等の合計は16件でした。そのうち、は一ふで受理して対応した案件は7件です。また、障害福祉課で受理・対応した案件は5件、及び障害福祉課で受理、は一ふで対応した案件は4件でした。16件のうち3件は使用者による虐待でしたので、県に通知いたしました。

続きまして、「2. 虐待の通報者」についてです。16件の通報等の内訳は、本人から2件、事業所から8件、包括・警察・その他から6件でした。

続きまして、「3. 障害の種別」についてです。被虐待者の障害種別は、重複ありとなります。身体障害者7人、知的障害5人、精神障害6人となっております。

続きまして、「4. 虐待疑いの区分」についてです。こちらも、虐待疑いの区分については重複ありとなります。身体的虐待5件、性的虐待0件、心理的虐待5件、放棄・放任4件、経済的虐待5件となりました。重複ありの合計で19件でした。なお、初動で緊急性ありと判断したものは1件でした。令和8年3月末現在にて、令和7年度の受理件数16件のうち、船橋市障害者虐待防止対応連絡会議において、4件が終結しております。この4件のうち虐待有りとして認定されたのは、虐待区分の重複無しで2件、心理的虐待1件の合計3件、残り1件は虐待無しとして認定されました。なお、残り12件は対応継続中です。

続きまして、「5. 年度別受理数」についてです。令和7年度の受理数は16件です。なお、令和5年度17件、令和6年度16件でした。

続きまして、「6. 年度別その他相談対応回数」についてです。は一ふには、虐待無しで終結した方や、虐待以外の相談の方などからも連絡をいただきます。障害者虐待以外の相談等は、傾聴や各相談機関への案内を行っています。令和7年度は2,118回でした。なお、令和5年度は1,595回、令和6年度は1,686回と、年々増加傾向にあります。「その他記録」として記録を制作し、虐待のキーワードが隠されていないか等、都度、障害福祉課へ報告して、情報共有に務めております。

続きまして、「7-1. 月別対応回数」についてです。令和7年度の虐待疑い案件として、電話・メール・訪問・面談にて、本人や関係者と対応した合計回数は897回、虐待以外の相談対応は2,118回でした。

続きまして、「7-2. 月別対応回数内訳」についてです。令和7年度の本人との電話及びメールでの対応合計回数は82回、訪問及び来所の対応回数は9回で

した。また、関係者との電話及びメールでの対応合計回数は702回、訪問及び来所の対応回数は104回でした。

続きまして、令和7年度の、は一ふの周知・啓発活動についてご報告させていただきます。平成26年度より、船橋24地区の民生児童委員協議会への参加、及び資料配布にて、は一ふの実績報告や通報について報告させていただいております。今後とも、市民の皆様から障害者虐待に関して広くご協力をいただけるように、令和8年度も地区民協会議の参加及び資料配布にて、周知・啓発活動に努めてまいります。

以上で、令和7年度船橋市障害者虐待防止センターは一ふの実績報告となります。お時間をいただき、ありがとうございました。

○小松会長 はい、ありがとうございました。ただいま、事務局と荻原さんの報告がありましたけれども、ご意見やご質問ございますか。山田委員、お願いします。

○山田委員 山田です。引き続き、すみません。

虐待防止センターのは一ふも、本当にたくさんの相談を、また丁寧に受けていただいて、そして虐待以外の問題についても寄り添ってワンストップで受けてくださって、本当に大変だと思います。また、ぜひよろしくお聞きしたいと思えます。

今、実は船橋市ではないんですけれども、1つ虐待の相談受けているんです。それは、施設や何か、職員からというよりは、その利用者さん同士のちょっと暴力の問題ということで、これは虐待というふうに位置づけられるかどうかはわからない。まだその相談を受けているところなんですけれども…。例えば、そのような相談というものも、は一ふが受けていらっしゃるのかどうかということ、一つちょっとお聞きしたいのと――。

それと、虐待の問題で「虐待有り」ということで終結して、その終結後の関係というのは修復されたのか。そのまま修復後に、虐待にあったご本人は平和な日常生活に戻れているのかということは、大分、個人情報になると思えますけれども、一番気がかりなところだと思います。もしその点について何かお話しいただけることがあれば、短くても結構ですので、よろしくお聞きします。

○小松会長 はい。それでは、ただいまの山田委員のご質問につきまして――どうしましょう、事務局からでよろしいですか。

○事務局・佐藤 障害福祉課の相談支援係から、少しお話しをさせていただきます

す。

山田委員のおっしゃっていた、利用者さん同士のトラブルとなりますと、施設を利用されている利用者さん同士でトラブルがあって、そのご相談を受けているということですね。基本的にはそういったトラブルそのものについて、船橋市の援護の方とかのお話しだった場合に——は一ふで、そういったお話しは受けてはいないんですけれども——事業所の中で起きているトラブルになるので、基本的にはやはりその施設の方、職員の方にまずご相談をしていただくようになるかと思えます。そこで解決するかどうかといったところで、また変わってくるのかなと思えます。

実際に対応しているケースの、終結後の両者の関係というのがどうなのかという、ご心配いただいているのが2点目かと思うんですけれども。これに関しては、もちろんケースバイケースのところはあるかと思えますが、我々の主体となる養護者虐待だったり、施設虐待としても、ご本人が安心して生活を送れるようにといったところを目指して、尽力している状況ではございます。どの程度かというのは、やはりその方の満足度とかそういったところでも変わってくるのかなとは思いますが、はい、目指すところとしてはそこかなと思いつつ、日々対応させていただいております。

○山田委員 ありがとうございます。

○小松会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問・ご意見は——。清水さんお願いします。

○清水委員 はい、清水です。今、虐待防止センターからも報告がありましたが、一応、私は管理者で、話は聞いております。

すいませんこれ、ふらっとと同様で、やっぱり人材が揃っていないんです。令和7年度については9カ月ぐらい、荻原1人で対応しております。それでこの数字なので、ほぼほぼ数字で見ればわかる状態。人は入れるんですけれども、なかなか継続しにくいという事業でもあるのかなというふうには思っております。極力、虐待については対応させますけれども、福祉サービスにつなぐ云々については、市内4カ所の総合相談があるので、そこはきちっと棲み分けをしていかないと——。

たしかにデリケートな問題は抱えていますけれども、総合相談もきちっと守秘義務を守る義務がありますので、やはりそこは、通常2人の職員配置しかないので、2人でもなかなか厳しい話です。なので、そこが曖昧にならないように、少しずつ、は一ふの役割を検討していかなきゃいけないかなというのは、毎年毎

年そうは思っているんですけども…。なかなか人が揃わない中で、荻原1人に少し負担がかかりすぎているかなというところで…。すいません、もし、は一歩の対応等に不備な点があるようでしたら、私のほうまでご連絡いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○小松会長 はい、ありがとうございます。お願いします。

○佐藤委員 すいません、育成会の佐藤と申します。

資料3の3の、一覧のところにあるんですけども、「虐待の判断に至らず終結」という欄がありますが。これは、虐待の疑いが極めて高いけれども、虐待という証拠が見つからないで終結…うまく言えないんですけど、どういったことなんでしょう。上の「虐待の疑いが有り」のところで、終結・継続とあるんですけども。この「判断に至らず」というのは、どういう…何をもってそう判断されたことで、終結に至ったのでしょうか。

○小松会長 それでは、事務局からよろしいでしょうか。

○事務局・佐藤 障害福祉課の相談支援係の佐藤と申します。

「虐待の判断に至らず」というところに関しましては、事実確認等を行っていた中で、なかなか情報が収集しきれずに、ちょっとご本人の拒否だったりとか、相手方の拒否だったりとか、そういったところもあったりして、必要な情報が全部確認しきれない。これ以上収集するのは難しいであろうという状況のときに、なかなか虐待があったとも言えず、なかったとも言えなかった。だけど、これ以上の対応はちょっと難しいというときに、虐待の判断に至らないという結論の形で終結をしております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○小松会長 はい、よろしいでしょうか。ほかにないようでしたらば——。それでは、荻原さんにおかれましてはお時間になりますので、途中退出となりますのでお願いします。

■議事④ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

それでは、議事④に移りたいと思います。「地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告」でございます。事務局から、報告をお願いいたします。

○事務局・佐藤 障害福祉課・相談支援係長の佐藤です。

地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料4-1をご覧ください。なお、本資料は令和8年3月末時点のデータとなっております。

まず、「1. 緊急受け入れ対応状況」についてです。緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設等を調整し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議・調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。昨年度は、計28件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害7件、知的障害19件、身体障害1件、身体・精神重複1件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料4-2をご覧ください。こちらは、緊急対応状況の詳細を記録した表となっております。拠点コーディネーターは、市内の短期入所施設やグループホームといった、さまざまな社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け入れの対応を行っております。

それでは、資料4-1に戻っていただきまして、「2. 事前登録状況」についてです。緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急の実支援に役立てております。令和8年3月末時点で464人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害67人、知的障害297人、身体障害25人、身体・知的重複56人、精神・知的重複11人、身体・精神重複6人、三障害重複2人となっております。こちらにつきましても、今後も順次面談の実施、台帳の整理と情報の整理を進めてまいります。

資料4-1をめくっていただき、裏面の「3. グループホーム連絡協議会」についてです。協議会では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、新たにグループホームの立ち上げや、運営に関する支援等の相談も受け付けております。昨年度は、グループホーム連絡協議会を計3回開催しており、主に会員の皆様でのグループワークや意見交換会を行いました。

次に、資料4-1の最終ページにあります、「4. 地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況」についてです。当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善に当たることで継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。昨年度は計3回開催しており、主な内容としては拠点システムの自己評価を実施したほか、拠点システムの機能の1つである体験の機会、場の提供の推進に向けた取り組みについてを中心に、委員の皆様からご意見をうかがいました。

最後に、資料4-3、「運営評価シート」です。こちらにつきましては、当該シ

システムの運営状況の確認や、課題の把握を目的として作成されたものです。昨年度は、第2回拠点運営委員会におきまして当該システムの自己評価を行い、資料4-3の運営評価シートを作成いたしました。こちらでは、大きく5つの機能に分けて評価をしております。主たる部分としましては、2ページ目の評価項目「緊急に備えた相談受付について」では、将来不安や介護者不在の備えに関する事前相談が増加しており、高齢分野と障害分野が重なるケースなど、制度横断的な調整が求められる場面が増えております。関係機関と連携をしながら、丁寧な対応を進めてまいります。

次に、3ページ目の評価項目「緊急対応について」では、市内外の事業所と調整しながら、受け入れ体制の確保に努めるとともに、対応後も本人の意思を尊重した生活全体の調整を行っています。

5ページ目の「③体験機会・場の提供」、及び8ページ目から9ページ目にあります「⑥地域の体制づくり」では、短期入所やグループホームの体験利用のニーズが高まっており、空き情報の見える化や関係団体との共同により、将来の地域生活を見据えた支援体制づくりを進めています。今後の課題としては、制度の枠を超えた連携をさらに強化し、地域全体で支える調整力を高めていくことが重要であると考えております。

資料4についての報告は、以上でございます。

○小松会長 はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問などございますでしょうか。挙手でお願いいたします。

内容的には盛りだくさんですので。緊急対応の内訳もね、結構多いですけども…。本当によく対応していただいていると思います。よろしいでしょうか。ないようでしたら、次の議事に行きます。

■議事⑤ グループホーム支援ワーカーについて

議事の⑤ですね。「グループホーム支援ワーカーについて」でございます。事務局から、お願いいたします。

○事務局・佐藤 引き続き、障害福祉課相談支援係長の佐藤でございます。

千葉県では県内13圏域に、独自にグループホーム等支援ワーカーを配置しています。政令指定都市と中核市はその対象から外れており、本市は当該ワーカーはおりませんでした。昨今グループホームの整備が進む中で、その必要性はますます高まっており、自立支援協議会におきましても、これまでその必要性についてご意見をいただいていたところでございます。こうした背景を踏まえ、このたび令和8年10月より、基幹相談支援センターふらっと船橋に、グループホー

ム支援ワーカーを1名配置することといたしました。

当市におけるグループホーム支援ワーカーの主な役割は、まずグループホームの利用希望者に対して、その方の障害特性や本人の希望を踏まえた、適切なグループホームのマッチング支援を行うことです。次に、実際にグループホームを利用されている方に対しても、グループホーム内で困っていることについてご相談に応じます。また、事業者に対して——グループホームの事業者さんに対しましては、グループホームへの訪問等を通じて情報収集を行うとともに、世話人等との関係構築を図りながら、障害者支援に関する相談対応や助言を行います。

これらの取り組みにより、障害のある方がグループホームにおいて、安心して長く地域で生活できる環境の整備を進めてまいります。今後は、事業者からのさまざまな相談にも対応しながら、地域全体のグループホームの質の向上と、支援体制の強化を図ってまいります。以上です。

○小松会長 はい。紙の資料がなくて口頭での説明でしたが、この件に関しまして、ご意見やご質問は…。

山田委員、お願いします。

○山田委員 山田です。たびたび申し訳ありません。

グループホーム支援ワーカーの必要性ということについて、私、今まで他の市から相談を受けてきた経験などを踏まえて、船橋市でもそうした役割が必要なのではないかということをお願いしてまいりました。このたび、支援ワーカーを配置してくださるということで大変喜び、心強く思っております。ありがとうございます。

その役割を今うかがったのですけれども、利用希望者に対してのマッチング支援——これは本当に必要なことですし、それと実際に今利用している方の相談に応じると…。それから、グループホームの世話人の方と、相談を受けながら必要な問題について対応していくという…。どの役割も非常に重要ですが、実際、グループホームと支援ワーカーは、何人ぐらい配置されるのでしょうか。その人数にもよりますし、船橋市はたくさんのグループホームがありますので、本当にこの役割どれ1つとっても、非常に大変なのではないかというふうに思っております。初動ですので、とりあえず進めてみるという形だろうと思うんですけれども、ちょっとその辺のところを教えてくださいと思います。よろしくをお願いします。

○小松会長 はい、お願いします。

○事務局・佐藤 障害福祉課相談支援係の佐藤です。ご質問ありがとうございます。

配置する人数なんですけれども、現在1名配置ということで予定をしております。本市では、グループホーム支援ワーカー——県のグループホーム等支援ワーカーの業務の一部を、グループホーム連絡協議会事務局にて担ってまいりました。こちらでは、グループホームの横のつながりを作ったりですとか、研修等によりスキルアップを図る目的で活動をしていたんですけれども、同じく県のグループホーム等支援ワーカーが担っております、グループホームに関する相談支援の部分を担当する存在というのが、本市にはありませんでした。

県では、1圏域につき最大2名の配置という形で現状やっております。本市におきましても、配置については県の配置状況や他市——県内の他圏域の配置状況を参考にしながら、現状本市で行っている部分を踏まえて1名配置としております。

○小松会長 よろしいでしょうか…。はい。千日委員、お願いします。

○千日委員 千日です。船橋でやっとグループホーム等支援ワーカーの配置ということで、1名からスタートと、今お聞きしました。すべて山田さんがおっしゃるように、マッチングの支援とかですね、相談とか、それから訪問というものもあるんですけれども。この辺は、先ほど市のほうも言っていた「質の担保」というのがとても重要な言葉になるんですけれども…。

このグループホーム等支援ワーカーは、主体的に訪問をしていくのか、あるいは相談を待つ形で進んでいくのか。この辺、まあスタートの時点で、詳しいところまでとは思いません。なかなか難しいと思います。基本的に目的というのは、主体的な動きをワーカーが取って、それぞれの運営法人やグループホームに入っていくのか。世話人さんなんかとのいろいろな相談というものも、こちらのほうからなのか。この辺のところを、ちょっとお聞かせいただきたいです。

○事務局・佐藤 障害福祉課相談支援係・佐藤でございます。ご質問ありがとうございます。

グループホーム等支援ワーカーが、主体的にグループホーム等を訪問していくのかというご質問でございましたけれども、新しい事業ですので、もちろんこれからいろいろやり方を検討・吟味というのをやって、変わっていくということは想定の中にあるかなと思います…。相談を始めたところで、いきなりバンバン相談が来るということは想定しづらいですし、グループホーム等支援ワーカーとしての業務を担うためには、まず各グループホームの様子を実際目で

見て、情報収集していくことが大切と考えておりますので、始まりましたらワーカーがグループホームに出向いて、主体的にコミュニケーションとかコンタクトを図っていくということになろうかと考えております。

○小松会長 はい、お願いします。

○千日委員 ありがとうございます。実は、問題になっていた株式（事業者）の問題もございました。千葉県でも、グループホーム等支援ワーカーが県から要請を受けて、非常に問題がありそうだというホームに訪問するわけですが、そのサービス管理責任者等が「何も問題がない」と言うことで、入れないんです。この辺の問題というのは、これは多分、船橋でもいろいろなグループホームに入っていくわけですから、そこで「受け付けられない」という問題——これは非常に大きい課題になっていくのだと思います。

先方にも管理者がいるわけですし、利用者と会わせてくれない、あるいは「何も問題がない」と——。こういうことが常に想定されるということを踏まえてですね、今後のワーカーの動き方というのは、ある程度の権限も持たせないと、なかなか「質の担保」というところまではつながりにくいという…。そういうところで、県でも今、危惧をしているところで2人配置したわけですが、なかなかその役割というのはまだまだ達成していない。この辺のことを、私的な意見ですが、申ししてみました。以上です。

○小松会長 はい、ありがとうございました。お願いします。

○小松委員 船橋障害者自立生活センターの小松と申します。ちょっと聞き漏らしていたら申し訳ないんですけど、「マッチング」ということだったんですけど、相談支援専門員として、そちらのグループホームの方とは、一体どういう連携を取っていけばいいのか。つまり、今まで相談支援相談員としては、利用者から「グループホームに入りたい」ということを言われまして、そういうときに相談支援専門員がグループホームで空いているところがどこかないかというのを探して、相談支援相談員がそちらのほうに問い合わせをして、その施設の方と話してみても、利用者とも話して、「合ってるね」ということで入ってもらおうという感じなんですけれども。そのときの「マッチング」って、一体何なのかがよくわからなくて…。どういうことなんでしょうか。

○小松会長 はい。じゃあ、お願いします。

○事務局・佐藤 障害福祉課相談支援係の佐藤でございます。ご質問ありがとうございます。

計画相談支援の方がついている場合について、グループホームに入居する際に支援ワーカーとの関係とか、どういうふうな流れになるんだろうかというご質問だったかと思えますけれども。マッチングということで、数あるグループホーム——市内でも年々グループホームの数は急増していっているんですけども——本当にたくさんあるグループホームの中から、ご本人の障害特性に合ったグループホームを探すとか、もしくは実際にどんなことが起こりうるかなというのを予見して、そこに合ったグループホームを探すというのは、なかなか大変なことなんじゃないかなというふうに思っております。

グループホーム支援ワーカーができましたら、最初から「全部把握しています」ということには、もちろんならないと思えますけれども、最終的にはグループホーム支援ワーカーが、市内のグループホームの特徴だったり、支援の強みとかそういうところを把握して、計画相談がついている方でも、計画相談からご相談を受けたりとかして、ご本人の情報をやり取りして、「じゃあ、この方だったらこういったグループホームはどうだろうか」といったご紹介なんかをできる。そういうような流れをイメージしております。

○小松会長 はい、お願いします。

○小松委員 わかりました。ありがとうございます。

○小松会長 よろしいでしょうか。ほかには…。清水委員、お願いします。

○清水委員 はい、清水です。今、市のほうからもグループホーム支援ワーカーの件でお話しをいただいています。一応、委託を受ける側としてですね、これまで県内で支援ワーカーがいないのは、今現状は船橋だけなんですけれども、各圏域の支援ワーカーさんとも私どもは連携が取れていますので、いろいろな意味で、教えてもらったり、相談に乗ってもらったりというノウハウを、ワーカーに引き継いでいかないといけないかなと——。

今、小松さんなり千日さんなりがおっしゃった「マッチング」だったり、受け入れの問題は、往々にしてあります。全く拒否するところは拒否します。「入ってくるんだったら、お前、それを連れて行けよ」というぐらいのことを言われる方もいらっしやいます。なので、すべてのグループホームの把握なんていうのは——すいません、やる前からなんですけれども——なかなか難しいと思っております。現状、グループホーム連絡協議会とやっぱり連携を取らなければ進められ

ない話なので…。

マッチングというのは、今、基幹としてマッチングをしていますけれども、他市・他県から来られる方とか、そういった方々に対してグループホームを——。私らもあちこち行かせていただいているので、第一の特性的にこのグループホームと…。ただ、関係者は理解されていても、世話人にまで、そこまで落とし込めていないグループホームさんも多いので、何をもって「マッチング」というところの考え方か。このホームに対してはこの特性——「障害のある方については強いと思いますよ」というのは、管理者だったり、その次の方たちの理解はあったとしても、きちっとそれが全員にまで行き届いているかというところの把握は、なかなか難しい。

逆に世話人さんのほうが——申し訳ありませんけれども、資格のない方だったり、ご近所の方だったり…。よくチラシに、「入居者・世話人募集」というのを見ますよね。「パート可」とか、いろいろな方が世話人さんにいらっしゃいます。その世話人さんの人柄も重視しなきゃいけないのも、ワーカーの仕事なんだと…。世話人さんもころころ変わっていきますので、なかなかうまくマッチングというところがわからないです。1年ぐらい経つと、全然違う人がいらっしゃったりとか…。

特に株式（事業者）さんでよく目にするのは、「サビ管」がしょっちゅう変わっちゃう。そのやり取りだけで追われちゃうんですね。現状を考えたときに、イメージは私どもも当然共有はさせていただいています。現実どういうふうなことになるのか、権限がどうなのかという部分はありますけれども、「入れないところは入れない」というふうに、そこを根気強くやっていくのかどうかとか…。それを今、ここにも書いてあるように、70 幾つのホームさんを職員1人でどこまでできるんだろうという——。

なので、グループホーム連絡協議会さんと、そこら辺はやっぱり連携しないといけないんだろうなとか、それは必然だろうなというところで…。今から、もしこれが職員採用とか、ワーカーの話が出てきたら、当然県のグループ支援ワーカーのところに——すいません、しばらく“丁稚”させに行きます。当然それは、もう20年近く千葉県でグループホーム支援ワーカーの事業をやっているから、そういったところのいいところは盗んできてもらうために。なので開始当初は、しばらくは基幹が代用しながら、“丁稚”に出しますので、何かあればまた基幹のほうにご連絡ください。

○小松会長 はい。どうぞ、どうぞ。

○小松委員 すいません、再び小松です。

コーディネーターさんは、その施設のグループホームの職員さんをどこまで把握するんですか。私が知っているところは、世話人さんが「タイミー」なんですよ。だから、ちょくちょく変わっちゃうんです。という質問です。

○小松会長 お願いします。

○清水委員 よくそれは聞きます。「タイミー」で、この時間でこの日だけっていう…。そういうところには、難しい方はお願いしません。そこがマッチングですよ。基本的に自立されている方とか、人とのコミュニケーションにさほど問題ない、でも自立が、独り暮らしが難しい方——。そういった意味で、相対的なマッチングと個別のマッチングって、また少し違うのかなっていう…。だから、そういう情報は大事ですよ。

○小松委員 そうです。

○小松会長 千日委員、よろしいですか。

○千日委員 はい。千日です。

清水さんのほうから、なかなか難しいという——まあ、率直な意見で安心しました。結論としては、僕のところも連絡協議会をやっていますし、それから個人を見る計画相談の相談員もいますし、そこにまた1つ専門的にグループホームを見る目が増えたんだという、そういう捉え方をしていけば、どこかでやはり、「ここは、まあいいね」というところと、「もうちょっと」というところがだんだん出てくるんでしょう。そのことをネットワークの中で維持しながら、全体の質を上げていくんだらうと——まあそのように、清水さんがああいうふうにおっしゃってくれたので見えてきたところです。とても期待するところです。大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

○小松会長 はい。よろしいでしょうかね。

まあ精神科病院も、精神のグループホームを運営しているところは——うちもそうですけれども、全国にあります。その全国の中で、結構グループホームに営利目的でいろいろなことをやっているということが、結構、精神科病院協会の中でも問題視されていて、今いろいろと、実は厚生労働省に要望を出しているところなんですよ。まあ、そういう現状だけはちょっとお伝えしときます。非常に協会の中では、かなり怒りの声が出ていまして、かなり強い要望を出す予定になっております。これはあくまで精神科病院協会の話ですけどね。はい。ほかに

よろしければ、じゃあ次の議題に進みたいと思います。

■議事⑥ 専門部会の開催状況について

議事の⑥ですね。「専門部会の開催状況について」でございます。地域移行福祉サービス部会について、千日委員から報告をお願いいたします。

○千日委員 千日です。

3月12日に2回目の地域移行福祉サービス部会を開催しました。報告事項が2件と、そのほかの質問がありましたので、報告いたします。

報告事項1番目、1つ目は、令和8年1月末時点の地域生活支援拠点システム運営状況と、あんしんねっと船橋の緊急対応について、委員から報告がありました。「グループホーム連絡協議会に加入していないグループホームに、加入しない事情を確認しているか」という質問がございました。これについては、個別で働きかけを今後もしていくということ。

2つ目の報告事項は、日中サービス支援型の共同生活援助事業についての、株式会社フロムナウオンさんより、うさぎホーム。ソーシャルインクルーシブ株式会社より、ソーシャルインクルーホーム船橋習志野、並びにソーシャルインクルーホーム船橋金杉。株式会社 INNOVEL HEALTHCARE、それぞれよりグループホームの運営について報告をいただいています。

委員からの質問は、1つ目、地域連携推進会議の参加を含めて、近隣の方々との日ごろのお付き合いの仕方について——こういうものの問い合わせ。2つ目としては、災害対策について地域の一員として、どのようにホームが存在しているのかと——このような質問。3つ目は、職員に対する研修方法について。いわゆる全国ネットで運営をしているグループホームも多くなっていることから、この辺の研修については、会社・法人でどのようにしているかということ。また連絡協議会で、なかなか忙しい世話人さんたちを集めるということが出来にくいので、研修用の動画を配信している。それを参考にさまざまな研修に入っていきます。こういうことをお話しています。

最後に、物価高騰の中での利用者負担のあり方について、各ホームに質問をしています。皆さん基本的には、働いていない方でも年金で対応できるような費用設定になっていると、そのような回答でございました。

また、委員からの「緊急対応の事業所に登録してほしい」。これは、あんしんネットの受け皿として、面的拡大をしていくために協力をお願いするということでございます。

最後に、議題とは別の話ですけれども、1つ目はグループホーム支援ワーカー。これは今日、先ほどお話があったこと。2つ目は、船橋市内で医療型の短期入所

が開始されたということで、市のほうからの報告がございました。以上でございます。

○小松会長 ただいまの発言につきまして、ご意見・ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、次に進みます。

■議事⑦ 第8期船橋市障害福祉計画及び第4期船橋市障害児福祉計画の策定
議事⑦「第8期船橋市障害福祉計画及び第4期船橋市障害児福祉計画の策定について」でございます。事務局から、報告をお願いいたします。

○事務局・鈴木 はい。障害福祉課計画係長の鈴木でございます。

私からは、第8期船橋市障害福祉計画、及び第4期船橋市障害児福祉計画の策定につきまして、資料に沿ってご説明いたします。資料はお手元の6番ですね、ご用意ください。

まず、この資料の6番。「1.目的」の欄ですね。こちらをご覧ください。本計画の位置付けについてでございます。本計画は国の基本指針に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制や見込量、その確保のための方策、こちらを定めるものでございます。

その下の2番、「計画期間」の黒枠の部分でも強調させていただいておりますが、今回は令和9年度から11年度までの3年間を計画期間として策定いたします。

次に3番目、「各計画との関係性」の段落についてでございます。障害福祉計画及び障害児福祉計画は、船橋市総合計画、地域福祉計画の下位計画に位置付けられるものでございます。また、皆様にも委員として策定に携わっていただいております、第5次船橋市障害者施策に関する計画、こちらとの調和を保つことというふうにしております。

次に4番目、「計画策定スケジュール」、こちらをご覧ください。令和8年3月末の国の告示を受けて、本市の状況やサービス利用の傾向等を踏まえ、これからその案を作成いたします。以降、8月の専門部会であったり、10月の第2回自立支援協議会でのご意見を反映しまして、11月からは順次、市議会への報告、またパブリックコメントを実施いたします。最終的には、令和9年の1月の第3回自立支援協議会にて、皆様にご確認をいただいた上で、3月の策定を目指して進めてまいります。

続いて、資料の右側5番、「基本指針の改正事項」について、特に本市の策定に影響が大きい部分、3点についてご説明いたします。

1点目は、「③福祉施設から一般就労への移行等」でございます。こちら就労

選択支援の体制確保が示されまして、今後はこのサービスの提供体制や見込量の整理が求められてまいります。こちらは、既存の就労系サービスとのバランスも考慮し、適切に検討してまいります。

2点目は、「⑤地域における相談支援体制の充実強化」でございます。特に、望まないセルフプランの解消が挙げられています。単なる体制の明記にとどまらず、相談支援をいかにつないでいくかという具体的なプロセスを計画に盛り込み、市としての課題認識を明確にする必要があると、今のところ考えております。

3点目については、「⑬地域差の是正・指定の在り方等」でございます。ここでは、地域差是正に向けたサービス見込量の算出方法や、サービス提供が過剰にならないよう調整する総量規制、計画との整合性を図る意見申出制度の活用について、呼びかけられている部分でございます。まず総量規制でございますが、これはサービスの供給が地域のニーズに対して過剰と判断される場合、新規の指定を制限するといった仕組みです。現在、本市では実施をしておりますが、今後国の基本指針に基づいてその要否を検討するといった必要がございます。また意見申出制度につきましては、中核市である本市において、指導監査課と障害福祉課が連携し、計画との整合性を担保するといった調整機能となります。

これらの制度につきましては、地域のサービス提供体制に直結する大変重要な論点でございます。本市といたしましては、地域差の是正という国の要請を注視しつつも、あくまで——大事なところなんです——市民が必要なサービスを適切に受け入れられる体制を維持することを大前提として、見込量の算定及び各制度の活用要否を慎重に判断してまいります。以上が、今回の改正における主なポイントでございます。

次期計画策定に当たっては、こういった新たな指標や項目の設定、また相談支援体制の再構築など、大変重要な論点が山積しております。委員の皆様には、お忙しいところ大変恐縮でございますが、今後とも多大なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。本計画の説明については、以上でございます。

○小松会長 はい。ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。はい。山田委員、お願いします。

○山田委員 たびたびすみません、山田です。

今、重要なところということでご説明をいただいた3点の中で、ちょっと教えていただきたいんですけども。望まないセルフプランの解消というのは、具体

的にどうということなんでしょうか。セルフプランになっている方も多いというふうには聞いておりますけれども、「望まないセルフプラン」というふうについたところで、ちょっとイメージがわからなくて、教えていただけたらと思います。

○事務局・鈴木 はい。ご質問ありがとうございます。

ご本人が、計画相談からのプランを使って障害福祉サービスを利用したいんだけど、さまざまな理由によって——本人が、本当はセルフプランを利用して障害福祉サービスを受けたいんだけど、それができない方をゼロにしようというところでの国の目標というか提言、それが今、されているところでございます。私どもも、窓口等でセルフプランについてのアンケートなんかも回っているところでございまして、そういったところからもゼロに近づけるような形で、動きを考えてはいるんですけれども、まあ今のところそういった状況ではございます。はい。

○山田委員 はい。たびたび、何か物わかりが悪くて申しわけありません。

基本的にセルフプランではなく、相談支援のところで行っていただきたいというか、利用者さんに——利用者さんというか対応する方には、そのようにしていただきたいという方向と違ってよろしいんでしょうか。セルフプランを望むというご本人も、いらっしゃるかもしれないなあと思ったりですね、その辺がちょっとはっきり私はわかっていないんですけれども…。まあ基本、みんな計画相談の方がついてやっていけるようにしたいという、厚労省の方針というふうに思ってよろしいんですか。

○事務局・鈴木 すいません。ご質問ありがとうございます。障害福祉課計画係の鈴木でございます。

さっき山田委員さんにおっしゃっていただいたように、自分で、セルフプランで行っていきたいという方については、それはそれでももちろんやっていただいても大丈夫なんですけど、受けたいんだけど、そのプランがかなわず、自分でプランを策定しなくてはいけない利用者様をゼロにする目標という整理でございます。以上です。

○小松会長 じゃあ小松委員、お願いします。

○小松委員 船橋市障害者自立生活センター・小松です。

ちょっと現場の、私の感覚なんですけれども、セルフプランって「同行」の人が多いんですよ。つまり視覚障害者。計画相談自体が、何だかわかっていないんで

すね。多分、障害福祉課にその「同行」と相談を受け…相談をしているはずなんですけど、結局はその情報が正しく伝わってなくて、何だかわからないから、結局セルフプランになっている人もいるんですね。その辺の解消っていうのは、一体どうするんですかね。

○小松会長 はい。お願いします。

○事務局・鈴木 ご質問ありがとうございます。障害福祉課計画係の鈴木でございます。

まさにおっしゃっていただいたとおりでして、先ほど私も申し上げたところなのですが、相談支援体制の再構築なんかが今後当てはまってくるかと思うのですが…。そういった情報を、きちんとご相手様に伝えられるような窓口だったり、どういったところできちんと相手に伝わるかというのを検証したり、今後そういったところは必要になってくると思うので、今、示されている国の指針に対して、どこまで私どもが寄り添えるかと言ったら変なのですが、アプローチできるかというところは、考えていく必要があると思っております。以上です。

○小松委員 例えば同行の人が障害福祉課に相談するとして、そうしたら多分、「この中の事業所から相談支援の事業所を探してください」みたいな話になると思うのですがけれど、その事業所一覧というのは、点字とかそういうことで、情報はちゃんと今やっているんですかね。

○事務局・佐藤 障害福祉課相談支援係の佐藤です。

事業所一覧を点字で配布というのは、現状はまだできておりませんので、可能なかどうかといったところは、我々でも確認をしてみたいなと思います。

○小松委員 多分、それがないと解消ってできないような気がするのですけれど…。

○事務局・佐藤 障害福祉課相談支援係の佐藤です。

現状ですと、なかなかお1人で事業所探しが難しい場合には、その方のお住まいの地区の総合相談をご案内して、そちらで事業所探しの支援をさせていただいております。ただ、ご自分で探したい、点字で見たいという、そういったもしご要望が今後出てくるのであれば、それはその対応が可能なかどうかというのを、我々としても一度検証してみないといけないのかなと思います。

○小松委員 それで要望が出ないと、やらないということですかね。検討をしない。それって、権利擁護に引っかかりませんか。

○事務局・佐藤 障害福祉課相談支援係の佐藤です。

今回もご要望というか、ご意見としていただいておりますので、それを受けて今後についてまた検討できればと思います。

○小松委員 お願いします。

○小松会長 はい、よろしいでしょうか…。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ぜひ情報保障という意味で、点字のものをつくっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○小松会長 要望ということで、ぜひお願いしますということです。

ほかによろしいでしょうか。たくさん計画がありますので、1つ1つ練っていくと思いますので、次の協議会でも出ると思いますが、よろしくお願いします。では、こちらで次に進めてよろしいでしょうか。

■議事⑧ その他

最後に議事の「⑧その他」でございますが、意見がないようでしたら、資料の7を――。これは私が書いたものですが、初めて意見を出させていただきました。まあ、千葉病院ですね。精神科病院の院長ですけれども、認知症疾患センターを10年以上やっています、認知症の外来をずっとやっているのです。ですから、一応認知症の話に絡めて少し――。

ずっとこの自立支援協議会では、あまりそういった話題は出なかったし、出る必要がないかなと思っていたのですが、最近になって増えているのです。増えているのか、病院に来ることが多くなったのかわかりませんが、増えています。ちょっと読みますね。

若年性認知症の説明、及び障害福祉との関わりについて私見を述べたいと思います。認知症の定義は「認知機能低下によって、通常の世界生活、家庭での生活に支障をきたす」とされています。高齢者に多いのは事実であります、年齢は定義に入っておりません。数は少ないけれど、30歳代・40歳代の認知症患者さんは実際におります。50歳代・60歳代になると、有病者の数はさらに増加します。ですので、通常は就業可能年齢と言われている、働けるといいう方も、認知

症に罹患する可能性があるわけで、現に認知症疾患医療センターである千葉病院には、そういった方が多く受診されています。医療に関しては当院が主体となって当然行うわけですが、行政及び地域の各所の方々との連携は必須です。

これまでの常識は、「認知症は介護保険を申請する。なので、高齢者福祉課、地域包括ケア推進課、船橋ではそういった課の役割」だと思います。私もそう考えてきました。ただし、若年性認知症の方々を診療していくうちに、それだけでは済まないことに気がつきました。

仮に介護保険を申請したとして、デイサービスやショートステイを直ちに利用する方針になるのでしょうか。デイの現場には、ご自身の親世代の患者さんがほとんどです。世代間のギャップは当然あって、話も通じにくいことは容易に想像できます。

また高齢者の認知症の方は、基礎疾患を多く持って、身体的な低下を同時に合併している方々です。若年性認知症の方々はそれとは異なって、特に身体的には大きな病気を有していないわけです。ですので、介護保険を利用するのは、例えば通所リハビリとか訪問リハビリ、訪問介護、訪問看護等だと思うのですが、これも全く利用できない。利用する必要がないのです。だから介護保険を申請しても、全く利用するものがないのです。というようなことに気がつきました。

日本神経学会というのが、2017年に定めた認知症診療疾患、診療ガイドラインにおいて「若年性認知症の支援には障害者総合支援法に基づいて、自立支援医療や障害年金、精神保健福祉手帳などを利用する云々」の記載があります。また船橋市が2016年に作成した若年性認知症ハンドブック——これは実は船橋市が作成していますが、それには作業所を利用できるという文章も載っています。現実には、船橋市内の作業所ないし就労移行支援施設において若年性認知症の方々がどの程度活動しているのでしょうか。従来、対応してきたのは大体、統合失調症や発達障害等々の従来の精神疾患とは異なる対応をしなければいけないということで、戸惑うスタッフは多いと思います。

2009年の全国調査で、若年性認知症の有病率ですけれども、10万人に47.6人という報告がありました。仮に2026年現在、同じ割合で計算しても、船橋は65万人を超えていますので、大体300人超はいると思います。だから若年性認知症に対して、そういった方々が宙に浮いてしまっているのですね。正直、高齢者介護では対応できない現実があります。ですので、障害福祉分野の専門家の方々がかかわる意義が十分にあると考えます。

私がそういった方々を往診させていただいて、非常に家族が困っていたのですね。そういう方々に障害福祉の、一応当院のデイケアとかをお勧めしていますが、いろいろな事情で難しい場合もあります。ですので、地域の障害福祉の

ほうにお願いしてということでのすけれども、障害福祉の方々もなかなか受け入れというのが——「えっ、認知症の方ですか」みたいな感じになっちゃうようなのですよ。ですので、非常にその辺が今、宙に浮いちゃっているなという現実があります。

ですので今回、せっかく自立支援協議会に入っていますので、そういった方々に以上のことを周知したく文章作成しましたということで、これはとりあえず意見と言いますか、こういったことがあるということを経験の現場からお伝えしたくて作成しました。今後の参考にしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ご意見・ご質問等ありましたら、ぜひお願いしたいのですが、よろしいでしょうかね…。

実際、障害福祉の方々とは私とか、うちのワーカーが、PSWを通じていろいろ話をしても、なかなかやりとりがうまくいかない現実があります。確かにそうですよね、なかなか…。比較的40代、50代——50代が多いですかね。50代の方々が実際、船橋の障害福祉の就労移行施設と作業所に行き出しているのですね。多分、計画相談にも入っているのかな。これから入るかもしれません。そういったことがあっても、なかなか疾患・病気の実情が伝わらないということがありますので…。作業所の責任者の方と、実際に当院に来ていただいて、結構長時間お話をさせていただいたことが最近ありました。そういったことを、1つ1つ続けていかなければいけないかなと思っています。

じゃあ、よろしければ…。はい。千日委員、お願いします。

○千日委員 貴重なご意見、ありがとうございます。

私どもの就労系とか生活介護でも、若年性認知症と高次脳機能障害が障害のほうに入っているのですけれども——僕は勉強不足で、高次脳機能障害の方も成人後に発症していて、療育手帳を取るのに大変で、20歳までに取らなきゃいけないというのが、まだいきているんですけど。障害者手帳を取る——県の相談センターで療育手帳Aの1、Aの2とかというやつ。あれは今、成人を超えていたら普通に取れますか。過去、高次脳機能障害の方は、非常に大きい会社の課長クラスだった方。40何歳で高次脳機能障害を発症して…。なので、障害の前歴というか経緯がないので——まだあれは措置だったのかな、何しろ手帳を取るのにえらい時間かかりました。

若年性認知症というの、成人以降で発症するとか——そのときに障害福祉サービスを使うという、その辺のことというのは行政のほうがお詳しいので、そういうのって可能なのかどうか教えてください。

逆に私たちのところだと、「特定疾患」という形で何とかやって、40歳でも50

歳でも介護保険も使っている方もいらっしゃる。逆のところですよ。この辺、ちょっとわからないので教えていただければ、何か話は続くのかしらと思いました。

○小松会長 今の千日委員の話は、認知症というか、高次脳機能障害の方でということですね。

○千日委員 若年性認知症の方でも同じような取り扱いで、障害のほうにというのになっていくものなのかどうか、わからないので…。

○事務局・佐藤 障害福祉課相談支援係の佐藤です。

高次脳機能障害ですとか、認知症ですね。障害というか、病気を患ってしまっている生活に支障が出てきてしまったという場合には、今お話にあった介護保険というところももちろんそうですけれども、手帳ですと、多くの方は精神保健福祉手帳のほうで該当すれば取得をされると思います。その手帳要件等が整ってくれば、介護保険も取れている場合は介護保険優先となってきますが、障害福祉のほうのサービスも利用が可能になってくるので、ちょっとその方の状況とかをお伺いしながら、どういったサービスがご案内できるか——。そういったことを我々としても考えながら、ご案内するような形になるかと思っています。

○千日委員 ありがとうございます。

○小松会長 はい、そのとおりですね。では清水委員、お願いします。

○清水委員 はい、清水です。皆さんのお手元にはない資料ですけど、令和7年度の実績の中で、確かに認知症という項目は障害の中には入っていないので、統計は取っていません。ただ、難病だとか重身だとか、高齢という部分で統計を取っている中で、年間通して19件の新規がありました。対応したのは53回。

やっぱり多いのが、福祉サービスの申請とか情報提供をさせていただいて、実際に今も30代の若年性認知の方の支援をしていますし…。数件こういう方——今、会長がおっしゃったような方で、サービスが使えないかという対応を4カ所ある総合相談を受けつつ、基幹としての対応をしながら今、おっしゃったようにB型にお願いしたりとか、そういうことはしています。

ただ、おっしゃるように、ここに書かれた中で今思ったのが、分類の中にもしかしたら認知症をこれから入れたほうがいいのかという——。そのデータもやっぱりあったほうがいいんだろうなというのは、すごく今、実感しています。

○小松会長 ありがとうございます。

そのあたりは、また今後の障害福祉計画の中の話だと思いますし、国のほうが重層支援ということをやっている以上、これは児童の問題、それから虐待の問題、それから高齢者、認知症、すべてのことが起こり得ると思うのです。病院というのはワンストップで来ますので、さまざまな方が来ます。1人1人——知的障害の方もいっしょに、途中で精神疾患になる方もいっしょに、高次脳機能障害になる方もいっしょに、晩年というか高齢になれば認知症になる方もいっしょに。1人1人の人に、いろんな障害が起こります。だからその障害を各セクションで、行政のセクションで割り分けるというのは、私はあまり今の時代に合っていないんじゃないかなと思うのです。

シームレスというのですか、切れ目ない支援というのが必要になってくるんじゃないかと思いますので、そのあたり、国の方針がどうなっているかということもありますから、すぐには結論が出ないと思うのですけれども、今後の課題にさせていただければなと思いました。

ああ、お願いします。

○事務局・岡部 福祉サービス部の部長をしております、岡部です。

本当に貴重なご意見、どうもありがとうございます。若年性認知症の方につきましては、やはりご家族の方も若いですとか、お子さんがまだ小さいとかいろいろありますので、先生がおっしゃってくれた重層の支援だったりとか、今、船橋市でもますます重層の体制というのを強化していかないといけないというところで、検討をしているところではあります。また、このような方が増えているというお話を今いただきましたので、行政として何ができるのか——また今度、計画だったりいろいろ、地域福祉計画ですとかもいろいろありますので、そこら辺も踏まえて考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○小松会長 ありがとうございます。

すいません、私が時間を長引かせてしまったので…。

ほかになければ、これで議事は終わりたいと思います。事務局にマイクをお返しします。ありがとうございました。

○事務局・飯村 次回の開催についてご案内します。次回の開催時期は、10月下旬ごろを予定しております。開催日時、議題については今後検討し、決まりましたら皆様にご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の会議を終了したいと思います。ありがとう

ございました。

(以上)